

総行行第79号
令和7年3月14日

各都道府県担当部局長 殿
(人事担当課、市区町村担当課、議会事務局、監査委員事務局扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(人事担当課、議会事務局、監査委員事務局扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責条例の改正における
監査委員の意見聴取について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2の7第2項により、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（以下「一部免責条例」という。）の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、監査委員の意見を聴くこととされているところですが、令和6年地方分権改革に関する提案募集において、一部免責条例で引用している法令の条項の移動等に伴う当該条例の改正については、監査委員の意見聴取を不要とすることについて提案がありました。

本提案の内容を踏まえ、当該規定の考え方について下記のとおり周知しますので、一部免責条例を制定している団体におかれては、当該条例の改正に当たって適切な対応をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は、法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

法第243条の2の7第2項の「前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするとき」について、ここでいう「前項の条例」とは、同条第1項の「政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定める」という部分を指しているところ、同条第2項に基づく監査委員の意見聴取は、条例の制定又は改廃に当たって、判断の客観的合理性を担保するためのものであり、条例の内容が公平性・客観性を欠くものではないか、条例で定める限度額が職責、年収等に照らして相当性を欠くものではないか等について意見を述べることとされている。

したがって、法令又は条例の制定又は改廃に伴う条項の移動等の「前項の条例」で定めるべき内容を実質的に変更しないものについては、同項に基づく監査委員の意見を聴く必要はないものと解される。